

電子納品に関する特記仕様書（工事）

令和8年4月1日 改正
道路・交通政策局

- 1 本仕様書は道路・交通政策局及び土木事務所が発注する工事において適用する。
- 2 本工事は、電子納品対象工事とする。
電子納品とは、最終成果を電子データにより納品（以下「電子納品」という。）することをいう。
ここでいう電子データとは、「工事完成図書の電子納品等要領 [土木編]」など（以下「要領^{注1)}」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
- 3 2によりがたい場合は、監督員と協議のうえ、「道路・交通政策局電子納品マニュアル」（以下「マニュアル^{注2)}」という。）に基づいて作成された「道路・交通政策局版電子納品」とすることができる。
- 4 道路・交通政策局版電子納品の種別は、表1を原則とする。これによりがたい場合は、監督員と協議して決定することができる。
- 5 電子成果品は、電子媒体（CD-RまたはDVD-R）で正副各1部提出する。
- 6 電子成果品は、横浜市電子納品チェッカー^{注3)}によるチェックを行い、エラーがないことを確認する。
なお、道路・交通政策局版電子納品とする場合は、「マニュアル」による。
- 7 電子成果品の提出の際には、ウィルス対策を実施したうえで提出する。
- 8 この特記仕様書に記載のないものは、監督員と協議して決定する。

表1 道路・交通政策局版電子納品対象種別

タイプ	工事内容	対象資料	ファイル形式等
タイプⅠ	管内一円工事	・完成図 ・写真	・将来、確認できる形式 （監督員と協議） ・完成図は電子及び紙の 成果品を提出
タイプⅡ	その他工事	・完成図 ・台帳 ^{注4)} ・地質データ ・写真 上記以外は協議による	・将来、確認できる形式 （監督員と協議） ・完成図、台帳は電子及び紙の 成果品を提出

注1) 「要領・基準」、「ガイドライン」及び「手順書」は、横浜市ホームページ [都市整備局 公共事業調整課] を参照し、原則として最新版を適用すること。

注2) 「マニュアル」は、横浜市ホームページ [道路・交通政策局 技術監理課] を参照し、原則として最新版を適用すること。

注3) 「横浜市電子納品チェッカー」は、横浜市ホームページ [都市整備局 公共事業調整課] よりダウンロードして使用すること。

注4) 「台帳」は、工事台帳（道路工事、構造物）を提出すること。（横浜市ホームページ [道路・交通政策局 技術監理課] の土木工事検査書類作成マニュアルを参照すること。）